

重層的支援体制整備事業

(令和4年度第2回重層事業従事者研修)

特別公開セミナー

令和4年 9月22日(木)
2022年 13:30~16:30



社会福祉法人長野県社会福祉協議会

日 程 表

時 間	内 容
13:30	開 会
13:40 (60分)	◆ 実施市町村報告 「本事業」 飯田市福祉課 澤柳 氏 伊那市福祉相談課 福澤 氏 「移行準備事業」 駒ヶ根市福祉課 塩澤 氏 飯島町健康福祉課 中村 氏 中川村保健福祉課 宮島 氏
14:40 (10分)	休 憩
14:50 (100分)	◆ 講 演 「重層的支援体制整備の「評価活動」のすすめ ～伊那市におけるプロセスと成果」 講師 日本福祉大学大学院 特任教授 平野 隆之 氏 伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 矢澤 秀樹 氏
16:30	閉 会

実施市町村報告

「本事業」

飯田市福祉課 澤柳氏

伊那市福祉相談課 福澤氏

「移行準備事業」

駒ヶ根市福祉課 塩澤氏

飯島町健康福祉課 中村氏

中川村保健福祉課 宮島氏

～飯田市重層的支援体制整備事業～

令和4年9月22日
重層的支援体制整備事業特別公開セミナー
飯田市福祉課

1

長野県飯田市の取組(令和4年度重層的支援体制整備事業)

長野県飯田市（令和4年7月）

人口 : 97,613 人
男性 : 47,102 人
女性 : 50,511 人
世帯 : 40,228 世帯
面積 : 658.66 km²
高齢化率 : 33.0% (令和4年4月)

令和4年9月1日現在の市役所内の体制整備

【健康福祉部】
子育て支援課、長寿支援課、保健課、福祉課

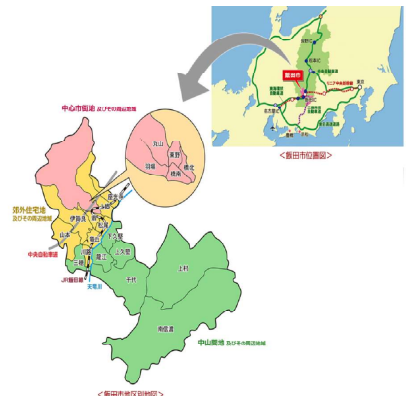
【福祉課】

地域福祉係	(正規4 臨時1)
障害福祉係	(正規7 臨時4)
生活福祉係	(正規7 臨時5)
重層的支援係	(正規2 臨時2)
給付金担当	(正規1 臨時1) 34人

【飯田市の概要】

飯田市は、本州のほぼ中央、長野県の南部に位置し、天竜川や中央・南アルプスに囲まれ、温暖な気候で暮らしやすく、焼き肉、人形劇の街として知られています。

保育所等44施設、小学校19校、中学校9校、高等学校5校、大学等2校



令和3年4月

重層的支援体制整備事業を実施（モデル事業未実施）
福祉課に重層的支援係を新設（正規（事務1、社会福祉士1）臨時（社会福祉士1）3名）
どこに相談していいかわからない相談やひきこもりの相談窓口として『福祉まるごと相談窓口』を設置。
多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチによる伴走支援は直営で実施
ひきこもり家族学習会の開催
市内20地区（小地域）地域福祉課題検討会の実施（令和元年度～の継続）

令和4年4月

重層的支援係を増員（臨時保健師1 3名→4名体制）
ひきこもり家族学習会の開催（アウトリーチによる伴走支援）
職員研修の実施
関係機関向け研修の実施
出張相談の開催（山間部の小地域を対象 社会福祉協議会と合同）
市内20地区（小地域）地域福祉課題検討会の実施継続

2

重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景

飯田市の現状	課題
◎平成31年2月～3月に長野県が民生児童委員の協力を得て実施したひきこもり調査で、飯田市には“ <u>ひきこもり状態の方が110人いる</u> ”という状況が分かった。	<ul style="list-style-type: none"> ・把握できた110人の方への対応をどうするか。 ・表面化していない対象はどのくらいいるのだろうか？ ・表面化していないひきこもり状態の方にも何か対策をする必要があるのでは。
◎ひきこもりの相談や対応を行う担当が明確ではなく、対策も講じられていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口はどこ？相談したいが相談先が分からない。
◎それぞれの相談機関単独では対応しきれない相談が増えてきた。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや制度の説明をするだけでは解決できない相談の増加
◎令和元年から始まった「 <u>地域福祉課題検討会</u> 」を発展させていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題は地域の方が中心になって考え、できるところから解決していく。 ・住み慣れた地域で自分らしく住み続けていきたい
◎ <u>少子高齢化</u> が予想以上に進行し令和2年度には人口10万人を下回ってしまった。が、世帯数は年々増え、40,000世帯を超えている。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者不足の問題 ・家族の中で悩み事の相談や困りごとの対応ができないかも。



飯田市地域福祉計画 飯田市地域福祉活動計画（第2期）

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」
令和3年度～6年度

第3章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉の推進体制

「地域共生社会」を目指して地域福祉を推進するためには、地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、社会福祉事業を目的とする事業者、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、ボランティア等の活動と相まって、相互に連携して相談支援に当たることができる体制と活動が必要となります。

(6) 重層的支援体制の整備

- ・ひきこもりなど従来の福祉制度の狭間の課題、8050問題など各分野を横断する問題などに対応する「重層的支援体制」の整備に向けた取り組みとして、市に相談者の属性、世代等に関わらず相談を受け止める包括的な相談窓口を設置し、各相談支援窓口との連携強化を図る体制作りを進めます。
- ・必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的な支援を実施します。
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を結びつけ、社会とのつながりを回復する支援を進めます。
- ・地域福祉コーディネーターによる小地域での福祉活動や社会資源の開発を支援し、または直接支援を行う関係者と調整を図ることにより、問題を抱える相談者が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を進めます。



飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ（社会福祉法の位置付け）

(1) 包括的相談支援事業 ～断らない相談支援～

分野	実施事業	相談機関	担当課等
高齢・介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター 基幹包括支援センター	長寿支援課
障害	相談支援事業	飯田市こども発達センターひまわり 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	子育て支援課 福祉課
子ども	利用者支援事業	母子保健コーディネーター こども家庭応援センター 飯田市こども発達センターひまわり	保健課 子育て支援課
生活困窮	自立相談支援事業	飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田	福祉課

(2) 地域づくり事業 ～多様な場や居場所～

分野	実施事業	実施場所	担当課等
高齢・介護	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	各地区 各地区	長寿支援課
障害	地域活動支援センター事業	市内8か所	福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業	市内12か所	子育て支援課
生活困窮	共助の基盤づくり事業	各地区	福祉課

5

飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ（社会福祉法の位置付け）

(3) 多機関協働事業（直営） ～関係機関の調整、連携の円滑化～

ア 多機関協働事業

- 「福祉まるごと相談窓口」の対応（来庁者や電話での相談対応、同行支援、訪問、情報収集等）
 - ・相談者の話を傾聴し、相談者の想いを受け止め、福祉サービスが必要であれば専門機関に繋ぐ。
 - ・相談者と一緒になって今よりいい状態になれるよう考える。
 - ・同行支援、家庭訪問により、不安になっている相談者に寄り添う。
 - ・多機関が関係する場合は必要に応じて重層的支援会議、支援会議（個別ケース会議）を開催
- 庁内、庁外の関係部署からの相談、対応、支援、連携
- 地域共生社会に向けての意識付け、周知
 - ・職員向け、関係機関向け研修会の実施
- 庁内関係部署（高齢、障害、子ども、生活困窮分野）との連絡調整及び事務的処理
- 福祉部署のみならず庁内他部署との連携（SDGs推進部門、教育委員会、公民館等）
- 社会福祉協議会、若者サポートステーション等との連携
- 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

6

飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ（社会福祉法の位置付け）

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

○ひきこもり対策

- ・当事者本人はもとよりまずは家族の気持ちを受け止める。
- ・家庭訪問を通して、相談者とながりをもち続ける。当事者との関わりをもつ。徐々に社会参加にむけた支援を行う。
- ・ひきこもり家族学習会の開催、その後の継続的支援の実施

○出張相談の実施

- ・山間部を中心に本庁舎に相談に来られない方を対象に社会福祉協議会と合同で相談会を実施。

ウ 参加支援事業

○社会資源の見える化

- ・地域福祉コーディネーター（飯田市社会福祉協議会へ委託）とともに地域の社会資源を見える化し、狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行う。

7

福祉まるごと相談窓口

- ・令和3年4月 福祉課内に新たに重層的支援係を設置
- ・令和4年4月 事務（係長）社会福祉士2名、保健師1名 計4名

- ・どこに相談すればよいのかわからない困りごとや悩みがある
- ・ひきこもりの家族のことを相談したい
- ・家庭内に課題がいくつもあってどうしていいかわからない
- ・80代の親と50代の子、将来の生活が心配だ
- ・誰かに悩みを聞いてほしい…
- ・一人では不安だから一緒に考えてほしい
- ・相談するのに勇気がいる、相談場所まで行けない
- ・誰かに背中を押してほしい。
- ・当事者や家族ではないけど、知り合いに心配な人がいる。

重層的支援体制整備事業の仕組みを利用した多機関協働事業、アウトリーチによる伴走支援、参加支援事業で対応。

一緒に考える。
家庭訪問により相談しやすい環境、顔の見える環境を作る。
同行支援により安心して手続きが行える。
行政のネットワークで制度や手続きなどの情報収集、相談機関との連携を行う。



8

ひきこもり支援

<ひきこもりの定義> ※ひきこもりは病名ではなく、状態を説明した言葉です。

- ・ 様々な要因の結果として、社会参加を回避し、原則的には、6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
- ・ 他者と親密な会話を必要としないところへの外出（コンビニへの買い物・ドライブ等）は可能なこともある。

重層事業ができる前の対応

- ・ どこに相談したらいいのかわからない
⇒ 相談窓口がはっきり決まっていない
- ・ 相談を受けた担当者がそれぞれの対応をしてきた。
⇒ ひきこもりの実態がわからない
どんな対応をしていいかわからない
- ・ つなぎ先がわからない
- ・ すぐに解決できないので、相談は1回で終了となっていた。
- ・ 当事者ではない家族の想いを受け止める窓口がなかった。

重層事業ができてからの対応

まだまだこれからです!!

- ・ 相談窓口の明確化 ⇒ 『福祉まるごと相談窓口』
- ・ 相談内容によって訪問などの伴走型支援を継続
- ・ ひきこもり家族学習会の開催

- ★ R3年度 3/11開催 11家族参加
- ★ R4年度 ひきこもり家族学習会 14家族参加
- ・ 7,9,11月の3回コースで実施
- ・ 講師:長野県精神保健福祉センター等
- ・ 家族交流会 グループワーク

令和3年度 相談対応実績

【新規相談】 213件

- ア 市民、民生委員等からの相談（窓口、電話）新規相談件数 … 146件
（本人、家族、親族、地域の方、議員、民生委員等）
- イ 庁内外関係機関からの新規相談、新規情報共有件数 … 67件
（庁内関係部署・・・保健師、長寿支援課、子育て支援課、病院、自治振興センター窓口、市立病院等）
（庁外関係部署・・・社会福祉協議会、まいさぼ飯田、包括支援センター、障がい者施設、医療機関等）

【新規相談数の主訴】

- ア ひきこもり…31件（家族会への参加者を含む）
- イ 病気、介護、精神…56件
- ウ 家族…18件
- エ 借金、生活苦…50件
- オ 住宅…10件
- カ 職場・就労…5件
- キ 夫婦・男女間…12件
- ク その他…31件（ご近所トラブル、各種制度説明等）

* 主訴は相談を受けた担当者が判断した区分。

【継続対応、継続相談】 延べ391回

- ア 家庭訪問数…63回
- イ 情報共有、情報提供、情報収集件数…134回
- ウ 同行支援…11回
- エ ケース会議…8回
- オ その他（来庁、電話対応等）…175回

今後の課題

- ・「福祉まるごと相談窓口」の広報
- ・関係機関、様々な団体をはじめ、多くの住民に地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の取組について知ってもらう。
- ・多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチによる伴走型支援事業を直営から一部委託の検討及び組織体制の見直しの検討
- ・高齢、子ども、障害、生活困窮部門以外の庁内連携の更なる強化
- ・参加支援事業の具体的な内容の検討
- ・ひきこもりへの具体的な対応
- ・重層的支援会議に位置付けている20地域の「地域福祉課題検討会」の推進
- ・令和4年12月の民生児童委員改選への対応
- ・相談内容記録のシステム化の検討及び国が示す報告用システムの導入対応
- ・次年度重層的支援体制整備事業実施計画の任意項目の設定、掲載検討

多機関協働モデルから福祉まちづくりセンター拠点化へ

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

1、モデル事業及び、移行準備事業の取組

- ①多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (H29~R2)
- ②地域力強化推進事業受託 (H30~R2)
- ③重層的支援体制整備事業への移行準備事業 (R3)



2、「地域共生社会の実現」に向けて

専門職や相談窓口の連携や協働だけではなく、地域福祉に携わる地縁組織・ボランティアや、福祉以外の他分野とも協働した地域づくりの取組が必要不可欠



3、福祉のリノベーション視点での検討

これまで取り組んできた、行政と社協の連携体制を活かして総合相談対応ができる組織を検討するとともに、社協の地域づくりネットワークを活かした連携体制

制度福祉・地域福祉・まちづくりの融合拠点 (R3.5.6開所)



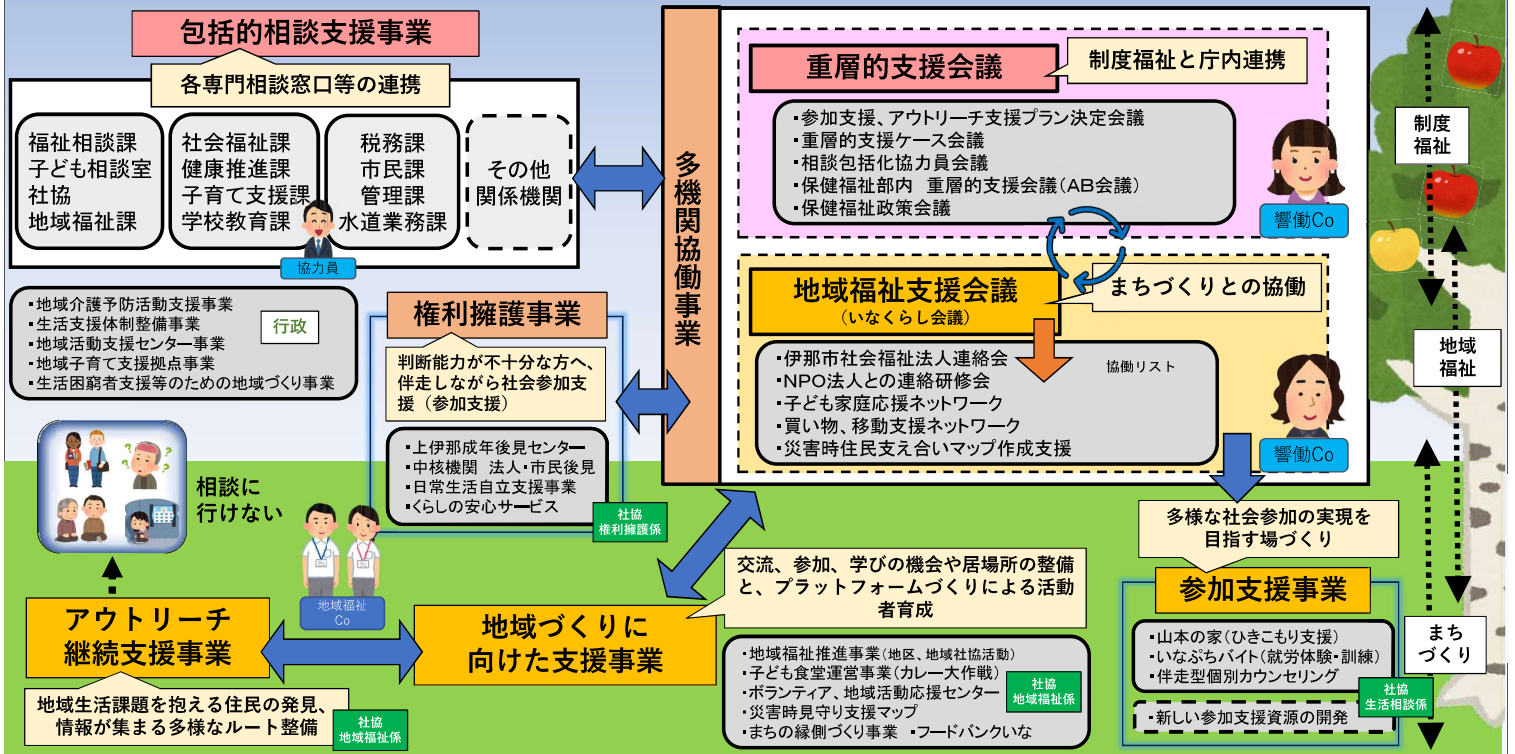
「伊那に生きる、ここに暮らし続ける」
ため、伊那市の福祉部門が連携して支える

- ①福祉相談課 (伊那市地域包括支援センター)
高齢者・生活困窮者に関わる相談、障害者の権利擁護に関わる相談、生活保護相談 等
- ②伊那市社会福祉協議会 (地域福祉課)
地域福祉推進事業、ボランティア相談、生活困窮者相談、心配事相談、権利擁護事業 等
- ③伊那市子ども相談室
家庭児童相談、子どもの虐待及び教育相談、要保護児童対策地域協議会の運営 等
- ④伊那公証役場
遺言、任意後見、離婚、金銭貸借、新貸借契約等の公正証書の作成 等

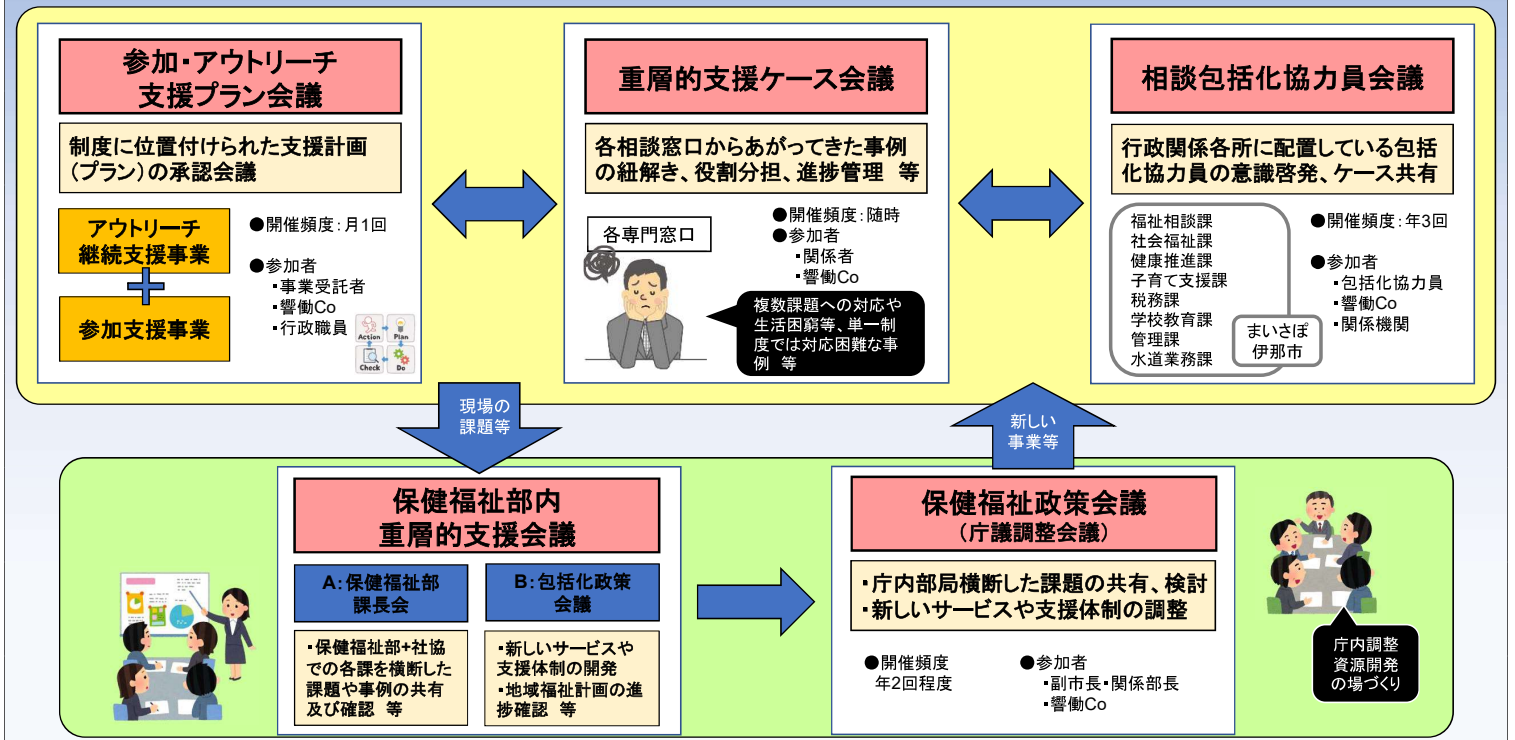
事業実施の5つの項目

- < 1 > 行政と社協との協働体制 (福祉まちづくりセンターの運営強化)
- < 2 > 「多機関協働事業」及び「響働コーディネーター」の役割と「重層的支援会議」の重層的運営の方法：「包括的相談支援事業の充実にむけて
- < 3 > 「5つの重層的支援体制整備事業+権利擁護支援事業」における諸事業間の関連性：「参加支援事業」の幅広い展開を視野に
- < 4 > 地域づくりの広範な事業展開のための「人材・つながりの場」の発掘：地域共生社会の基盤づくり
- < 5 > 「地域づくりに向けた支援事業」の展開：地域共生社会の姿を目指して：「アウトリーチ」×「参加支援事業」×「地域づくりに向けた支援事業」

伊那市における重層的支援体制（行政と社協との協働体制）



「重層的支援会議」の重層的な運営



重層的支援体制整備事業特別公開セミナー

駒ヶ根市

1 これまでの経緯

- 令和3年度から移行準備事業に着手
 - ・多機関協働事業スタート

 - ・庁内勉強会の開催

 - ・計画の策定

 - ・重層的支援会議の開催

- 令和4年度
 - ・アウトリーチ等事業スタート

2 各新規事業の概要

- (1) 多機関協働事業

- (2) アウトリーチ等事業

- (3) 参加支援事業

3 事業を実施しての所感

4 今後のスケジュール

「飯島町重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の状況報告



令和4年9月22日
飯島町役場健康福祉課

Ⅰ 飯島町の重層的支援体制整備事業への移行準備事業

(1) 町が目指す姿

- ✿ 飯島町第6次総合計画(R3～R12)基本構想第3
「誰もが健康で居場所と出番がありともに支えあえる地域づくり」
- ✿ 飯島町地域福祉計画・地域福祉活動計画(R3～R8)
地域共生社会の実現、地域包括ケアを目指す
- ✿ 「いいじま版お助隊」構想
飯島町らしい地域共生社会の創出 お互い様のくらし

(2) 経過

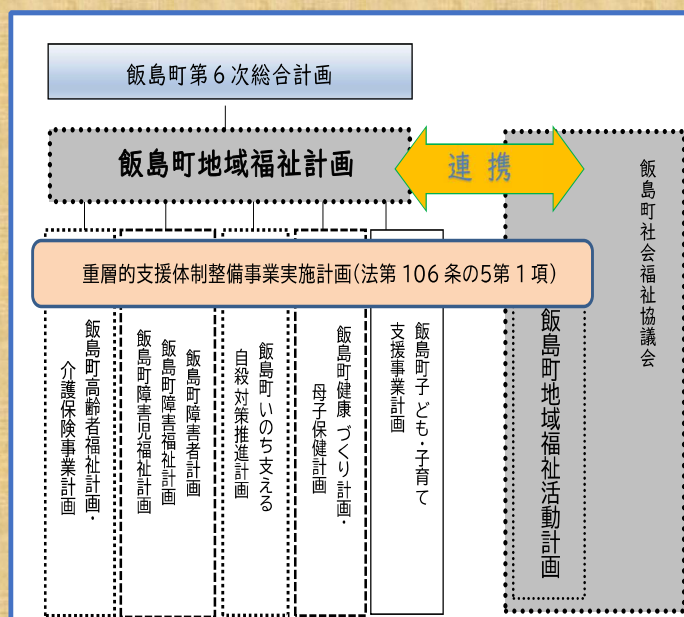
R2.9 関連部署検討会議(健康福祉課・教育委員会)

R3.10実施計画時に「移行準備事業」を提案

⇒令和7年度の重層事業の始動を目指し令和4年度より準備事業に取り組む

「重層的支援体制整備事業(重層事業)」は、地域共生社会の実現に向け国が社会福祉法を改正(R2年)し、推進のための一方策として創設した事業である。
重層的支援体制整備事業への移行準備事業(準備事業)は、国が令和3年度に重層事業への移行を積極的に目指す市町村を対象とし創設した事業である。

2 重層的支援体制整備事業の位置づけ(案)



現行計画との関係							
所管	計 画	R4	R5	R6	R7	R8	
全体	飯島町第6次総合計画	10年	(3年ごと見直し)				
地域福祉	地域福祉計画	6年	第2次				
	地域福祉活動計画(社協計画)	6年	第2次				
	障害者計画(障がい者プラン)	6年	第 期				
	障害者福祉計画	3年	第6期	第7期			
高齢者福祉	障害児福祉計画	3年	第2期	第3期			
	高齢者福祉計画	3年	第9期	第10期			
保健医療	介護保険計画	3年	第8期	第9期			
	健康づくり計画	6年	第4次	第5次			
	母子保健計画	3年	第4次	第5次			
子ども室	飯島町命を支える自殺対策推進計画	5年	第2期	第3期			
	子ども・子育て支援事業計画	5年	第2期	第3期			
(参考)							
保健医療	食育推進計画		第3次				
	国保特定健診等実施計画	6年	第3期	第4期			
	国保保健事業実施計画(データヘルス計画)	6年	第2期	第3期			
生涯学習	飯島町生涯学習推進計画	5年					

* 令和5年度は医療・介護・福祉・保健分野の計画策定年である。
 * 移行準備事業はR6までで、R7スタート予定。通常はR6計画策定であるが、R5に他計画と合わせ策定し、R6は準備事業として、プレ実施年とする。

3 準備事業の実施期間と大まかなスケジュール

(1) 令和4年度～6年度の3年間(準備事業の補助金は最大3年間)

(2) 3年間の大まかなスケジュール

令和4年度：庁内連携体制の構築、多機関協働事業のプレ実施

令和5年度：「重層的支援体制整備事業実施計画(案)」策定
(市町村努力義務)

役場職員研修・社協委託研究・全体体制構築

※R5は介護・高齢者・障害・健康づくりなど計画策定年

和6年度：計画案に基づく各事業のプレ実施、年度内策定
実施に向けた事務準備

5 飯島町が取り組む準備事業の内容

移行準備事業実施要領により以下の4つの事業に取り組む

- (1) 庁内連携体制の構築の取組（庁内連携）
- (2) 多機関協働の取組(多機関協働)
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組（継続的支援）
- (4) 参加支援の取組(参加支援)

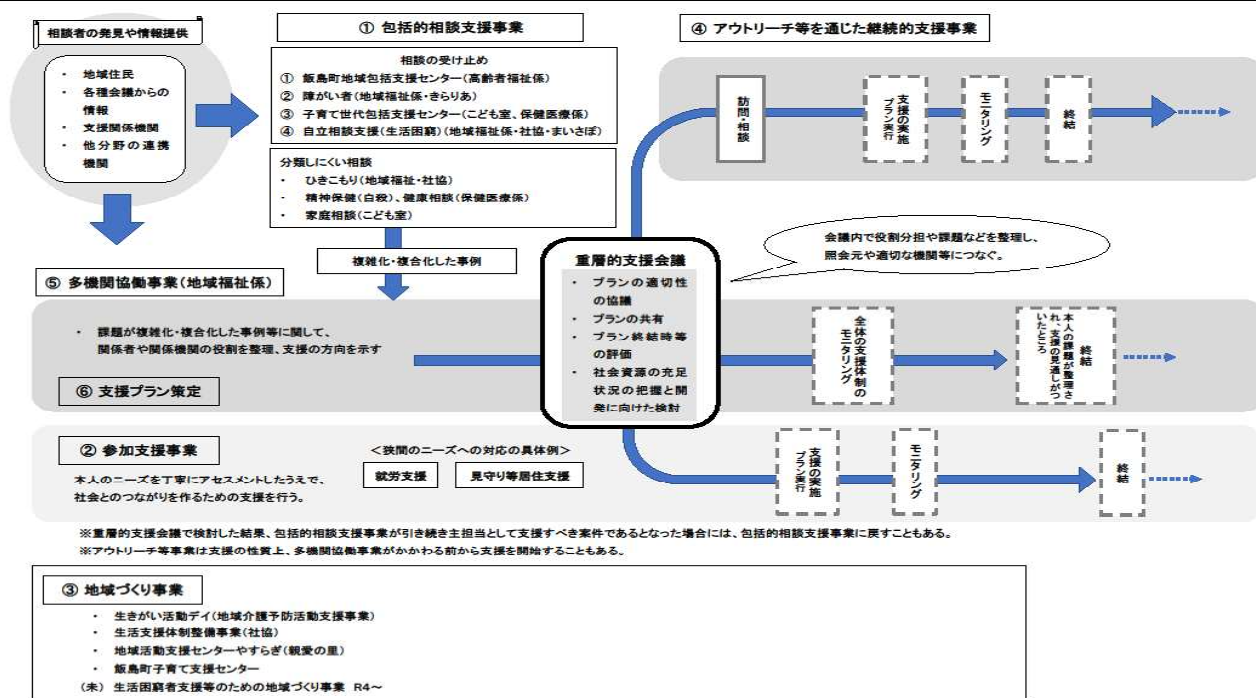
※ (1) (2) = 必須事業、(3) (4) = 任意事業

5-1 庁内連携体制の構築

- ・ **全体会議** →健康長寿のまちづくり推進会議（10/20開催予定）
- ・ **庁内会議** →健康長寿のまちづくり推進会議庁内連絡会議
（5/30課長会、9/7相談部門会議、
庁内関係部署包含連携会議）
- ・ **事務局** →健康福祉課地域福祉係
（財源：生活困窮者就労準備事業国庫補助金）
- ・ **サポート体制** → 県・県社協(県からの委託)の後方支援体制(6/23・9/22)

重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施計画立案

(案)飯島町版 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)



5- (2) 多機関協働による包括的支援体制整備の取組

成果目標 年度中に国スキームで実践した多機関協働事例がある。

1 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間の連携推進の取組

- ・ 重層4部門の現状と課題確認
- ・ 連携推進のための庁内重層4部門実務担当者連絡会議
(町体制構築に向けた検討及び提案)

2 多機関による会議の設置及び開催方法

- ・ 地域福祉係準備事業担当者が多機関協働として機能し、プレ重層会議・支援会議を開催する。
- ・ まず庁内関係者のみで開催できるケースから取り組む。
(手法に慣れてきたら順次町内外の介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野にかかる機関・団体の関係者や個人を含んだ会議を開催する。)
- ・ 自殺対策、ひきこもり対策等関連他事業との調整

5-（3）アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

成果目標 既存の取組と本事業の整理ができている

1 潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組

庁内重層4部署で既存の相談窓口の広報活動を継続。

民生児童委員や地域住民の方からの情報について丁寧に対応し関係を継続する。
庁内各部署から情報提供がある（出来る）体制作りを進める。

（収納対策・国保特定検診未受診者対策・自殺対策、ひきこもり、精神保健、

生活環境・消費生活・水道・学校・保育園・人権・子どもの虐待・空き家・自治会所管等）

町内外の機関・事業所・組織との顔の見える関係を構築し、早期把握できる体制を作る。

2 本人やその世帯とのつながりを形成するための取組

ひきこもり支援推進事業の継続

（ひきこもりサポーター派遣・居場所の開設・家族の交流会）

3 マンパワー関連の取組 従事者の人材育成、保健福祉等の専門職の配置の研究

5-（4）参加支援の取組

成果目標

既存の社会資源と参加支援の場のマッチングの協議が一つでもできている。

1 本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングとメニューづくり

- ・既存の社会資源や活動の確認と見える化を行う。
- ・支援メニューやマッチング等、個別事例は現状の活動を継続する。
- ・新規メニューや社会資源開拓を関係機関と協働実施する。

2 本人やその世帯への定着支援、フォローアップ

3 地域における社会資源の活用体制構築

- ・既存の社会資源の見える化に取組む。
- ・社協、まいさぼ上伊那、きらりあ、サポステ、地域事業者、商工会等連携協働を検討していく。

6 検討課題

- ・ 庁内組織の検討（本部会議）
- ・ 事務体制の整備（予算・例規関係）
- ・ 飯島町社協との連携（委託事業）について
- ・ 町職員が理解し協働できる体制づくりについて（総務課の職員研修として実施）
- ・ 現行実施事業の棚卸し
- ・ 3事業の実施に向けた実働部隊による具体的な連携・記録の共有等のスキームづくり
- ・ ※重層的支援体制整備事業実施計画策定
- ・ 地域にある既存の社会資源との協働、関係機関や事業所・組織・団体や個人との連携研究
- ・ その他 協議の中で出た課題の検討

ご清聴、ありがとうございました。



中川村における アウトリーチ事業

1

ソーシャルファームなかがわ

- 2016年 ソーシャルファームなかがわ準備会設立
- 2019年 ソーシャルファームなかがわ設立
- 2021年 中川村地域活動支援センターくらしごと開所（委託）
- 2021年 WAM（独立行政法人福祉医療機構）助成事業
「包括的相談支援を基礎としたアウトリーチ及び
社会的資源の開拓」
- 2021年 コロナ禍における生活困窮等相談支援事業（委託）
- 2022年 重層的支援体制整備事業 アウトリーチ事業（委託）

2

地域包括支援センターとの意見交換
地域活動支援センター利用者ヒアリングから
わかったこと（ニーズ）

- ①支援が必要であるにもかかわらず、ひきこもりが長期化しアウトリーチが必要な人が多い
- ②地域の企業への就労を希望する人が多い
- ③支援対象者の各機関との情報共有の必要性

3

WAM（独立行政法人福祉医療機構）助成事業実績

- 訪問回数 30回
- 相談者 当事者 10名 当事者家族 4名
- 紹介元 村保健福祉課 9名 知人 2名
家族 2名 本人 1名
- 支援調整会議 6回
- アウトリーチ後の状況
 - 地域活動支援センター通所 4名（内1名就職決定）
 - 就労継続支援事業B型通所 2名
 - 在宅訪問 4名

4

重層的支援体制整備事業 アウトリーチ事業実績

- ・訪問回数 28回
- ・対象者 延べ30人（昨年度からの継続含む）
- ・支援調整会議 1回（月1回開催予定）
（9月14日現在）

5

アウトリーチをしてきての課題

◎ソーシャルファームなかがわから

- ・本人に会えず、本人の意思が確認できない。
（家族も今の現状を良しとしている雰囲気がある）
- ・ひきこもり、障がい者支援だけでなく家庭の問題
例：ゴミ問題、家族関係等 どう支援していけば良いか悩む

◎村から

- ・様々な相談があるがどの事案をアウトリーチへ依頼すれば良いか悩む
例：8050問題 50の方の抱えている問題の質がさまざま

⇒今後支援調整会議で検討

6

「重層的支援体制整備の『評価活動』のすすめ
～伊那市におけるプロセスと成果」

講師 日本福祉大学大学院 特任教授 平野 隆之 氏
伊那市社会福祉協議会 地域福祉課課長 矢澤 秀樹 氏

重層的支援体制整備の「評価活動」のすすめ —伊那市におけるプロセスと成果

2022.9.22.

日本福祉大学大学院特任教授 平野隆之
+ 伊那市社協 矢澤秀樹地域福祉課長

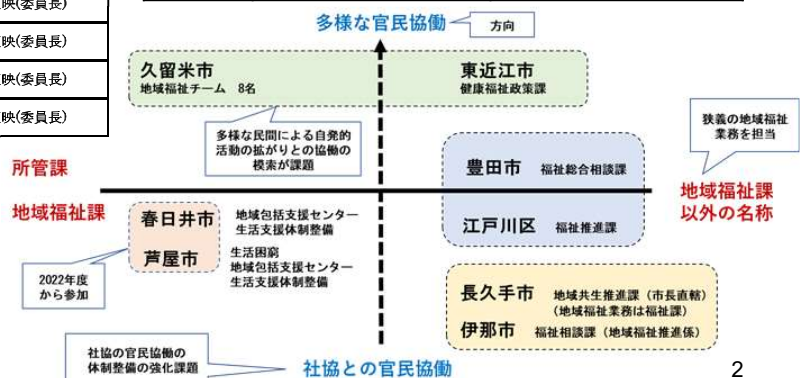
1

評価研究プロジェクト(2021~2022)への参加自治体

参加自治体	本格・移行の区分	1.評価枠組みの寄与	2.観察の継続・評価の試行	3.示唆の活用・計画へ反映
伊那市	本格2022	○	評価の試行	計画へ反映
江戸川区	移行2021	○	評価の試行	示唆の活用
久留米市	本格2021	○	観察の継続	示唆の活用
豊田市	本格2021	○	観察の継続	示唆の活用
東近江市	移行2022	△	観察の継続	計画へ反映(委員長)
長久手市	本格2021	△	観察の継続	計画へ反映(委員長)
芦屋市	本格2022	不参加	評価の試行	計画へ反映(委員長)
春日井市	本格2022	不参加	評価の試行	計画へ反映(委員長)

	2021年度プロジェクト	2022年度プロジェクト
1.研究組織と参加自治体	評価指標開発委員会(委員長平野隆之),19自治体参加	日本福祉大学評価研究プロジェクトチーム(代表平野隆之),8自治体参加
2.研究の目的	重層的支援体制整備事業の所管課との共同研究による評価枠組みの構築	2021年度の重層的支援体制整備の評価枠組みの活用とその成果の把握。地域福祉行政の形成の分析を重視。
3.評価研究における成果	①A+B+Cモデル、 ②一体化の協働モデル ③評価活動の7つのルール ④体制整備の6つの構成要素	⑤体制整備の構成要素の成果分析 ⑥評価活動のルールの適用および新たなルールとして官民協働を追加 ⑦事業実施計画への評価の反映方法
4.プロジェクトの展開方法	自治体との共同研究プロジェクトを4研究者により分担	自治体ごとのプロジェクト推進とともに、自治体間の共同研究への展開
5.財源	厚労省の研究助成	文科省の科研費

伊那市の参加は、2021年度からで、
評価活動に着手した地域です。



2

I. 試行的評価活動の枠組みの設計

評価方法の設計：3つの支援の一体化モデル

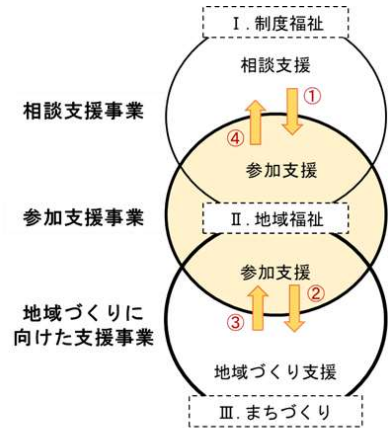
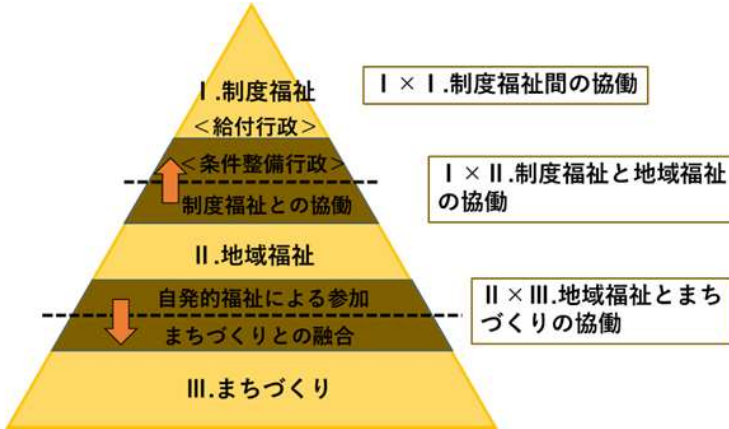


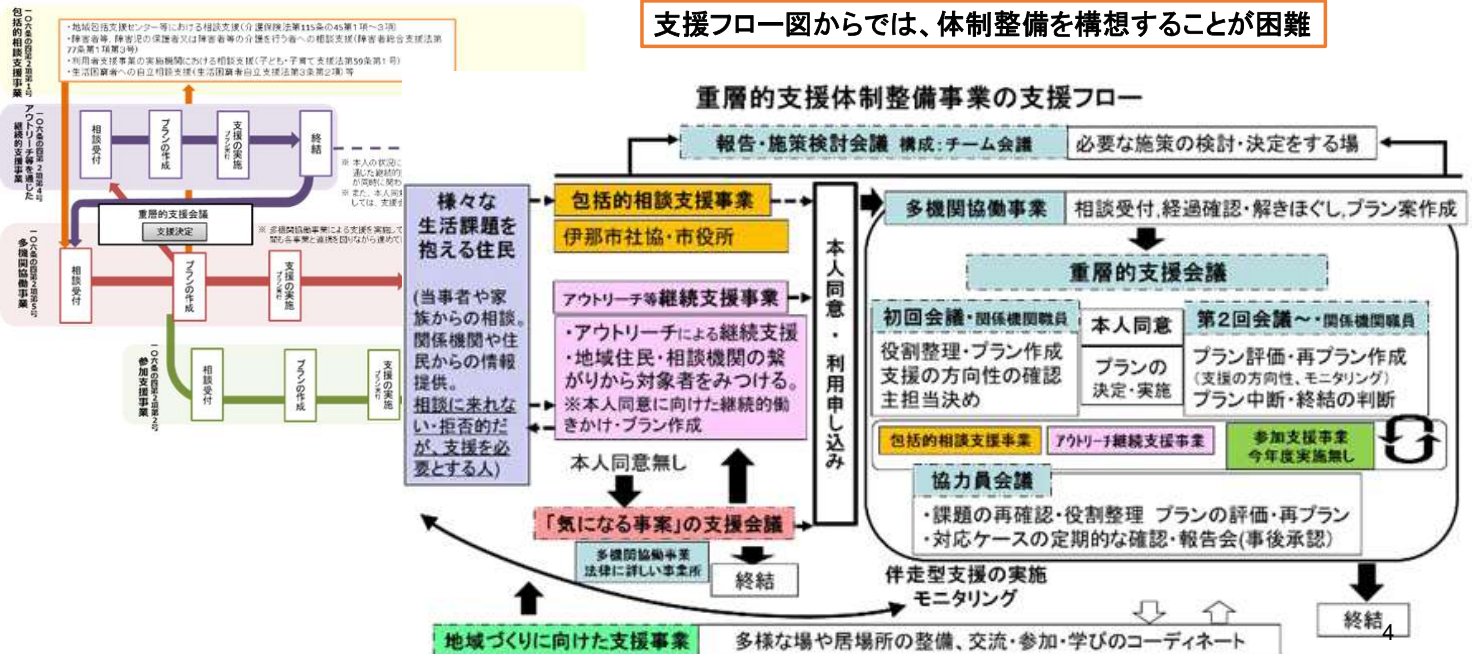
図4 重層的支援体制整備事業の一体化の構造

地域福祉の役割(価値)を評価し、重視する「一体化モデル」

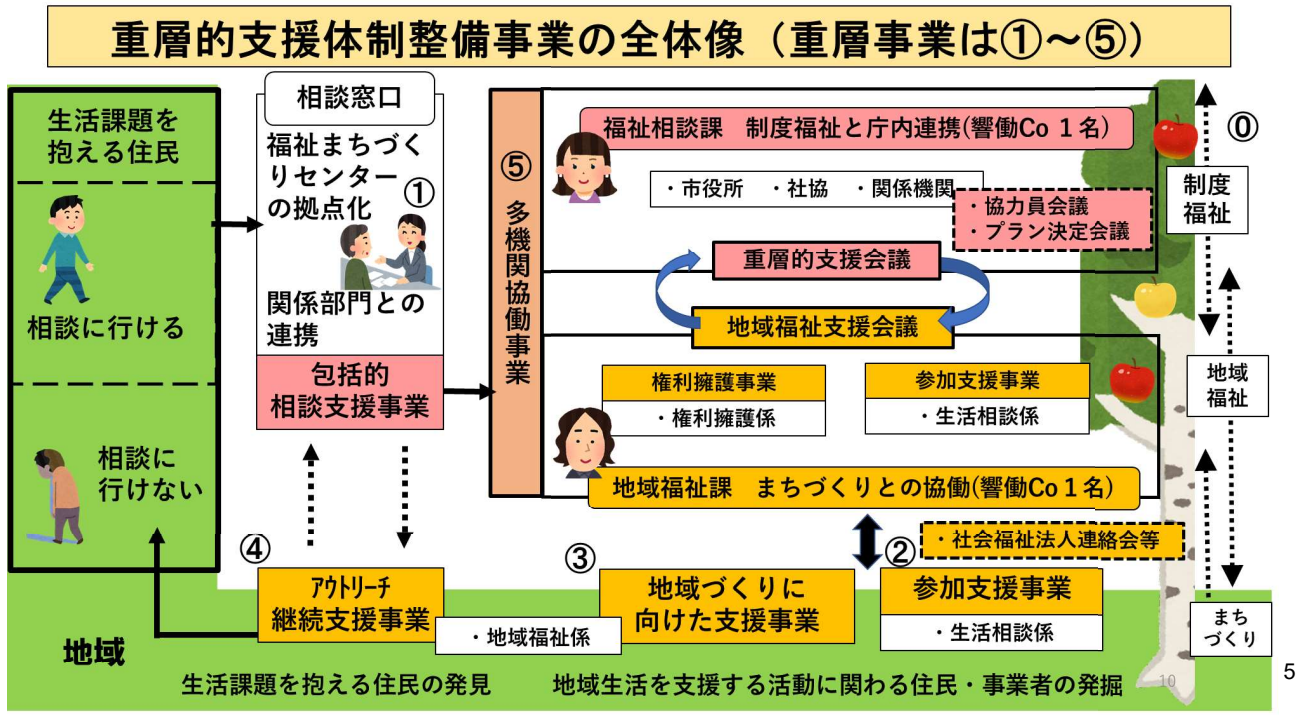
評価における重要な作業は「価値づける」ことですが、地域福祉を体制整備の役割を有するとして価値づけます。重層的支援体制整備は、包括的ケアの流れというよりは、地域福祉の強化の流れと考えます³。

I-1. 評価活動のトピック①

支援フロー図からでは、体制整備を構想することが困難



支援フロー図からの転換を支えた「3つの支援の一体化モデル」①

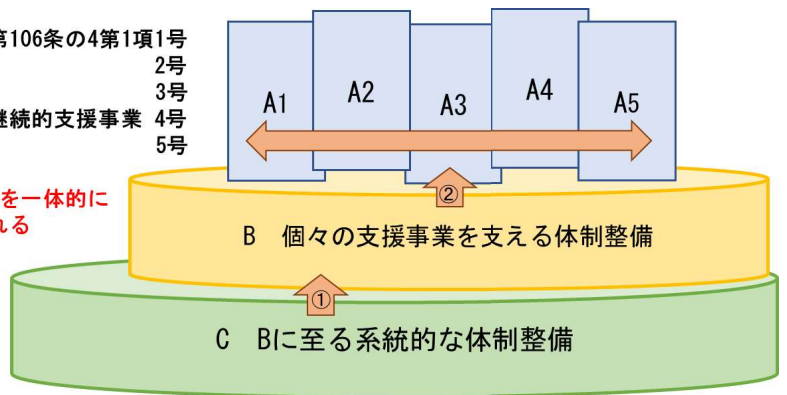


II. 試行的評価活動の枠組みの設計

評価方法の設計：A+B+Cモデル

- 包括的相談支援事業 第106条の4第1項1号
 - 参加支援事業 2号
 - 地域づくり支援事業 3号
 - アウトリーチを通じた継続的支援事業 4号
 - 多機関協働事業 5号
- ①重層的支援体制整備事業=A+Bと設定する。Bは、1号から5号の事業に含まれる体制整備の要素で構成される。本来はB1,B2などと設定可能
- ②その結果、A+B+Cモデルの構成は、個々の支援事業(A)、支援事業を支える体制整備(B)、これまで蓄積されてきた体制整備(C)からなる。
- ③Cの体制整備がBに作用している実態の評価とBの体制整備がAの一体化に作用している実態の評価が総合的に取り込まれる。

□Bの体制整備に、A1～A5を一体的に推進する機能が求められる



- C-1 制度導入に伴う体制整備
- C-2 包括的支援に関連するモデル事業
- C-3 地域福祉の蓄積

5つの重層的支援体制整備事業の分類の仕方

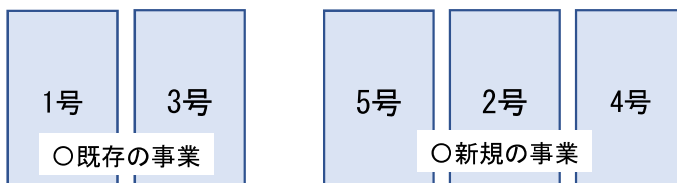
5分類

- 包括的相談支援事業 第106条の4第1項1号
- 参加支援事業 2号
- 地域づくり支援事業 3号
- アウトリーチを通じた継続的支援事業 4号
- 多機関協働事業 5号



2分類

既存の2事業の一体的な実施



3分類

相談支援 参加支援 地域づくり支援



7

重層的支援体制整備事業の実施要綱にみる5つの重層的支援事業を「一体的に実施」

○重層的支援体制整備事業は、「対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。」⇒ 3分類

○既存の2つの事業における「一体的に実施」⇒ 2分類

包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。

「介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われる相談支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施」

地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。

「介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われる地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施」

この既存の2事業を含む5事業の円滑な実施というプログラム化において、従来のマネジメントの手順に従って5つの事業ごとの計画化に取り組む傾向にあります。その結果、5つのプログラムの計画化が先行して着手され、3つの支援プログラムの一体化という新たな政策枠組みへの対応が充分になされないこととなります。5事業別に実施計画が作成されることが、先行するのを避ける必要があります。

8

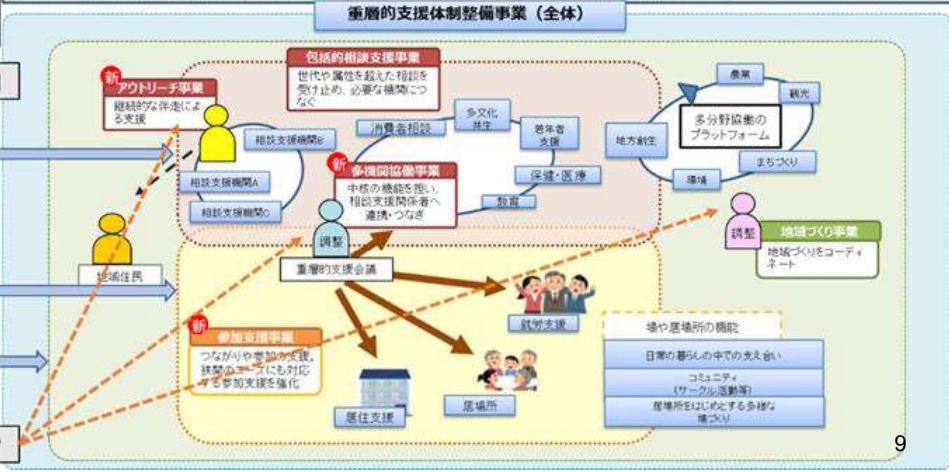
重層的支援体制整備事業の国のイメージ

- 1) 5つの事業 (既存+新規)
- 包括的相談支援事業 第106条の4第1項1号 (生活困窮の自立相談支援事業等を含む) 2号
 - 参加支援事業 3号
 - 地域づくり支援事業 (生活支援体制整備事業等を含む) 4号
 - アウトリーチを通じた継続的支援事業 5号
 - 多機関協働事業 (先行するモデル事業でもある) 黒字: 既存事業の活用・改善 赤字: 新規

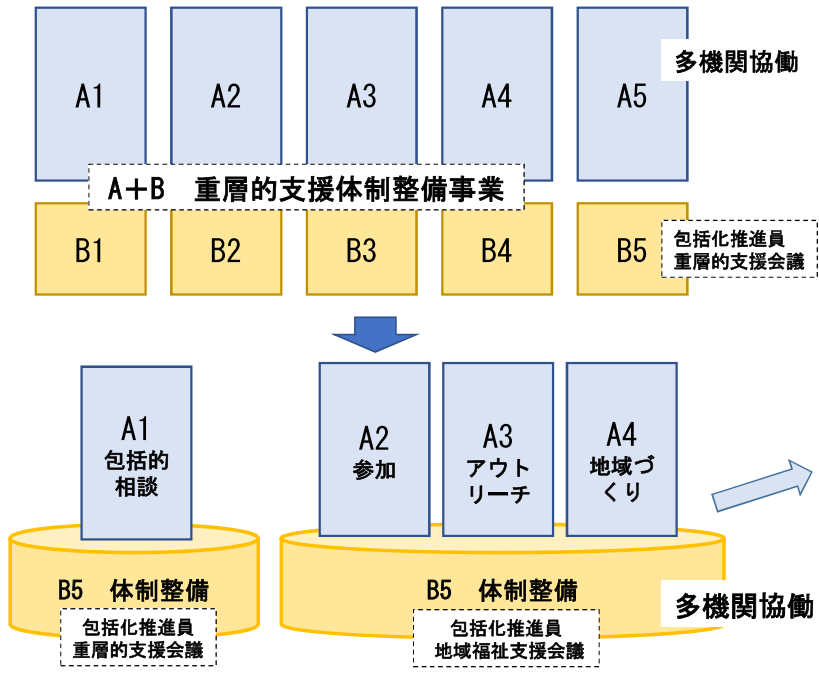
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぐ。課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

- 2) 相互に重なり合いながら伴走する支援体制
- 地域住民への働きかけの出発としての相談支援事業関連
 - 相談支援結果の対応としての就労・居場所等の参加支援事業
 - 地域での参加支援等を支える地域づくりに向けた支援事業
- 3) コーディネート人材配置と協働の場の設置



II-1. 評価活動のトピック②



4 多機関協働事業及び響働コーディネーター役割整理

重層的支援会議		地域福祉支援会議(いなくらし会議)	
制度福祉・専門職・庁内連携		地域福祉とまちづくり分野の協働	
重層的な会議から構成	役割	いなくらし会議の役割	地域づくりとの協働リスト
参加・アウトリーチ支援プラン会議	・制度に位置付けられた支援計画の承認等	・「地域福祉分野」とまちづくり分野の様々な資源がつながる協働の場	伊那市福祉法人連絡会
重層的支援ケース会議	・包括相談窓口から上がった事例設計	・伊那市における地域生活課題の共通認識を軸に、解決の設計を行う場	NPO法人との連絡研習会
相談包括化協力員会議	・行政関係各所に配置している包括化協力員の意識啓蒙、重層ケース共有	「地域福祉とまちづくり分野」で意欲のある人を集めて開催	子ども・家庭応援ネットワーク
保健福祉部内 重層的支援会議	・生活困窮者自立支援プログラム(生活困窮者自立支援計画)の推進		買い物・移動支援ネットワーク
保健福祉政策会議	・庁内関係機関との連携の共有、検討		災害時住民支え合いマップ作成支援

目標: 「地域共生社会の実現」

響働コーディネーターの役割整理

行政: 各種会議の開催調整等、重層的支援ケース会議の事例資料作成、進捗管理、伊那市における地域生活課題の把握、共有、包括化推進員の育成やアセス、支援体制の検討、庁内連携の推進

協働による一体的推進

社会: 包括化推進員としての参加及び協働の働きかけ、いなくらし会議の開催、協働人材(のろ人材)及び他機関、各団体との関係構築、伊那市における地域生活課題の把握、共有、重層的支援ケース会議の事例資料作成、進捗管理

福祉まちづくりセンターの拠点化によって「包括的相談」の基盤形成

多機関協働モデルから福祉まちづくりセンター拠点化へ

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組推進

- 1、モデル事業及び、移行準備事業の取組
 - ①多機関の協働による包括的支援体制構築事業（H29～R2）
 - ②地域力強化推進事業（H30～R2）
 - ③重層的支援体制整備事業への移行準備事業（R3）
- 2、「地域共生社会の実現」に向けて
専門職や相談窓口の連携や協働だけでなく、地域福祉に携わる地縁組織・ボランティアや、福祉以外の他分野とも協働した地域づくりの取組が必要不可欠
- 3、福祉のリノベーション視点での検討
これまで取り組んできた、行政と社協の連携体制を活かして総合相談対応ができる組織を検討するとともに、社協の地域づくりネットワークを活かした連携体制

制度福祉・地域福祉・まちづくりの融合拠点（R3.5.6開所）

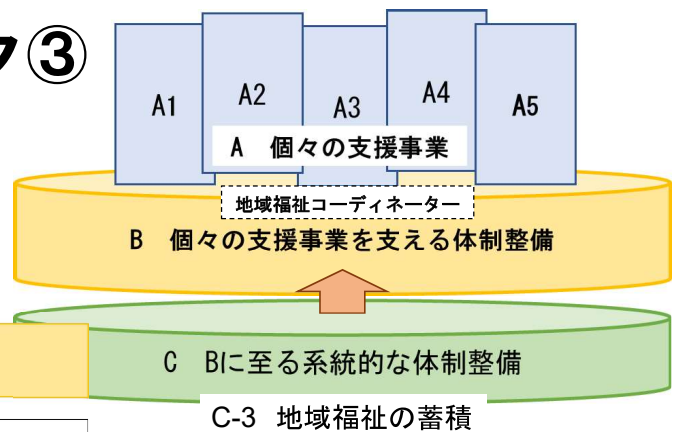


「伊那に生きる、ここに暮らし続ける」
ため、伊那市の福祉部門が連携して支える

- ①福祉相談課（伊那市地域包括支援センター）
高齢者・生活困窮者に関わる相談、障害者の権利擁護に関わる相談、生活保護相談 等
- ②伊那市社会福祉協議会（地域福祉課）
地域福祉推進事業、ボランティア相談、生活困窮者相談、心配事相談、権利擁護事業 等
- ③伊那市子ども相談室
家庭児童相談、子どもの虐待及び教育相談、要保護児童対策地域協議会の運営 等
- ④伊那公証役場
遺言、任意後見、離婚、金銭貸借、新貸借契約等の公正証書の作成 等

11

II-2. 評価活動のトピック③



これまでの地域福祉の取組みを活かした、ゆるやかにつながり、見守る場づくり

地域社協（120ヶ所）

- 小地域福祉ネットワーク事業の推進として、地域住民の福祉意識の高揚と「お互い様」の地域づくりを目指し、原則として行政区単位に組織。大きな区ではさらに町内会を単位としての組織化し、各種地域福祉推進事業を行う



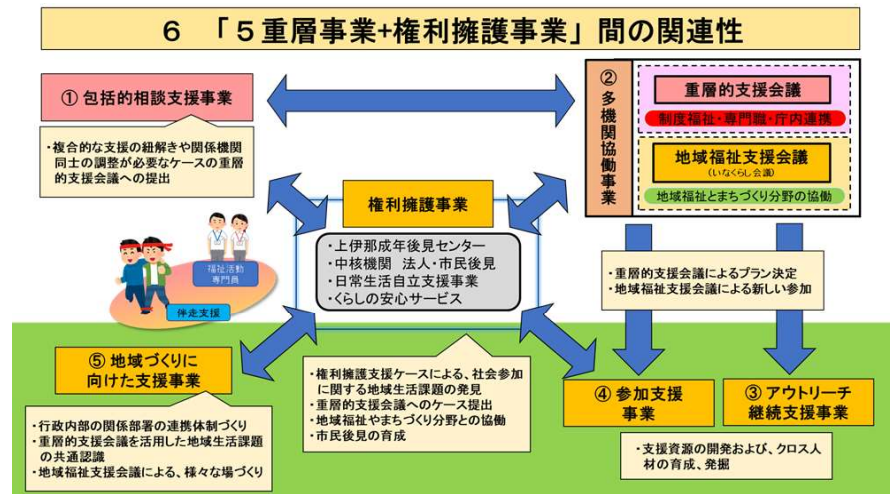
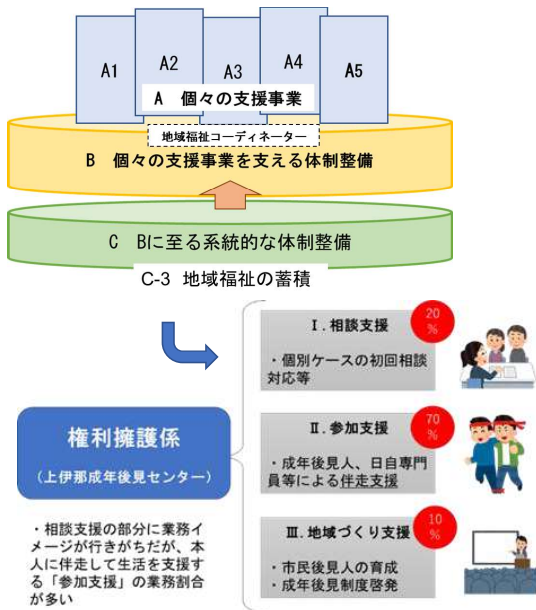
まちの縁側（75ヶ所）

- 「縁側」のような小人数が集う、日常的なコミュニケーションの場を地域に広め、コミュニティの再興を目指す



12

II-3. 評価活動のトピック④



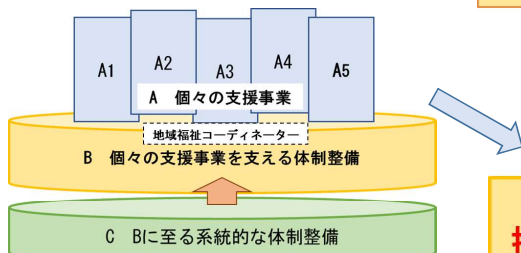
13

II-4. 評価活動のトピック⑤

子ども食堂運営事業（伊那市カレー大作戦）を通じた飲食店等の多様な主体の巻き込みと自主的な開催支援

参加支援事業
「給付金付き就労準備事業 伊那ぷちバイト」

「まちづくり分野」で活動しながら、「地域生活課題」を抱えている人を把握してつなぐ、クロス人材の育成と発掘



14

参加支援事業 「給付金付き就労準備事業 伊那ぷちバイト」

「多様な社会参加の実現を目指す場づくり」

生活困窮の状態にあり、就労意欲はあるもののすぐに就労することが困難な者に対して、本会が用意する就労準備プログラムに従事することにより、就労のためのスキルを身に付けるとともに、少額の給付金（500円/時間）を得て生活の改善を行うものとする。

◆これまでのプログラム内容

障害者就労支援事業所の作業、デイサービス等で使うウェス切り 等



◆重層的支援体制での「新しい参加支援資源の開発」

地域福祉コーディネーターを通じて、「まちづくり」分野の皆さんへ投げかけたところ、4ヶ所の協力事業所が見つかる。

雑貨店、カラオケ店、ラーメン店、地区公民館

15

子ども食堂運営事業（伊那市カレー大作戦）を通じた 飲食店等の多様な主体の巻き込みと自主的な開催支援

子どもが安心して来られる居場所 「子ども食堂」の整備（R3年7月）

- ・伊那市が、子育て応援をしたい個人や企業等が登録するプラットフォーム「子どもの未来応援隊」を設置
- ・登録者の活動支援や**子ども食堂の運営**、フードバンク事業を社協に委託
- ・まちづくり分野の飲食店等を巻き込んだ多様な主体による運営
- ・コロナ禍により、その場で食べることができず、持ち帰りとして開催

伊那市カレー大作戦開催実績（のべ数）

年度	回数	配布会場	提供団体	ボラ（人）	配布数（食）	
					子ども	大人
R3	5	69	68	266	3,105	2,488
R4	2	37	37	114	1,716	1,403

巻き込み団体・個人数

- ・未来応援隊登録者数
登録96件（個人18、企業・団体78）
- ・カレー大作戦参加飲食店舗数
20店舗（飲食店、居酒屋、レストラン等）

16

「まちづくり分野」で活動しながら、「地域生活課題」を抱えている人を把握してつなぐ、クロス人材の育成と発掘

- 1 名前 Y さん
- 2 基本属性（特技） フレンチ料理人
- 3 クロス度（横断する分野、活動）
 - ①買い物支援（移動販売の運営実施）
 - ②個人ボランティア
（一人暮らし高齢者宅の手すり設置や庭木の剪定）
 - ③食を通じた児童支援（無添加の離乳食作成※予定）
 - ④農業支援（料理を通じた地元有機農家のPR）

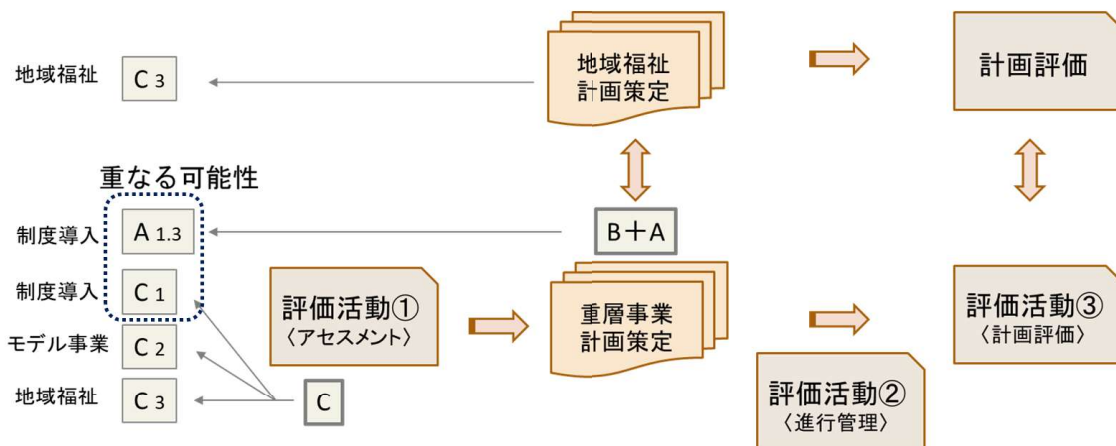


きらきら☆ちいきびと（クロス人材） 現在36名養成 17

III. 試行的評価活動の枠組みの設計

評価方法の設計：計画に先行した評価

- ①これまでの地域福祉をめぐる評価は、地域福祉計画の策定後、次期計画策定時に計画の達成度を評価してきた＝計画評価
- ②重層的支援体制整備事業の導入前（計画策定前）から評価を試みる枠組みを提案する
- ③評価活動は、計画評価を含め3つの段階から構成。アセスメント機能にとどまるのでは活動といえない



III-1. 評価活動のトピック⑥

評価活動で作成されたPPTを『伊那市重層的支援体制整備事業実施計画』の内容(説明)に活用 ⇒ 「一体的実施」に関する項目によって実施計画を構成

IV 一体的実施のための5つの項目 (＋V 重層的支援体制整備事業において実施する事業)

- <1>行政と社協との協働体制(福祉まちづくりセンターの運営強化)
- <2>「多機関協働事業」及び「響働コーディネーター」の役割と「重層的支援会議」の重層的運営の方法
「包括的相談支援事業」の充実に向けて「多機関協働事業」の2軸の運営
- <3>「5つの重層的支援体制整備事業＋権利擁護支援事業」における諸事業間の関連性
「参加支援事業」の幅広い展開を視野に
- <4>地域づくりの広範な事業展開のための「人材・つながりの場」の発掘：地域共生社会の基盤づくり
- <5>「地域づくりに向けた支援事業」の展開：地域共生社会の姿を目指して

19

重層的支援体制整備事業特別公開セミナー 開催要領

(令和4年度 第2回重層的支援体制整備事業従事者研修)

1 趣 旨

地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制を構築するため、「相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援」を一体的に展開する重層的支援体制整備事業が令和3年度からスタートしました。

一方、取組自体は自治体における任意となっており、令和4年度においても徐々に実施自治体は増加したものの、全国的にも未実施自治体はまだ多くあります。

本セミナーは、伊那谷地域の関係者が集まっての勉強会を広くオンラインで公開しながら、重層的支援体制整備事業の意義や具体的な手法を学び、県内で重層的な支援体制の構築を推進していくこととします。

2 主 催 長野県社会福祉協議会（長野県委託事業）

3 共 催 駒ヶ根市

4 日 時 令和4年9月22日（木） 13：30～16：30

5 開催場所 参集：駒ヶ根総合文化センター 小ホール（駒ヶ根市上穂栄町23-1）
配信：オンライン（Zoom利用）

6 対 象 重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)従事者、自治体職員、支援機関関係者等（市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、子育て支援センター相談員、自立相談支援機関相談員、福祉施設相談員、社会福祉法人役員等）

7 内 容 ※会議模様は同時配信します。

13：30	開会
13：40	◆事業状況報告 ○本事業実施の体制報告 【飯田市 伊那市】 ○移行準備事業の状況報告【駒ヶ根市 飯島町 中川村】
14：40	休憩（10分）
14：50	◆講演「重層的支援体制整備事業の展開と所管課のエンパワメント」 講師：平野隆之氏 日本福祉大学大学院特任教授 情報提供：矢澤秀樹氏 伊那市社会福祉協議会地域福祉課長
16：30	閉会

8 参加申込方法 下記URLからお申し込みください。

<https://forms.gle/buNt1tb3bdNyCarU8>

9月16日（金）までにお申し込みください。

※オンライン参加の方には、申込アドレスに当日視聴する Zoom のURL及び資料を9月21日（水）に送ります。（会場参加の方には会場でも配布いたします。）

※後日、記録映像を配信しますので申込アドレスにリンクをお送りします。



9 お問合せ 長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ

TEL：026-228-4244 FAX：026-228-0130 E-mail:kikaku@nsyakyu.or.jp